



# 2022-23 SEASON 滋賀レイクス チケットパートナーの ご案内

## 「滋賀の誇りとなる」ため「憧れを拓く強いクラブ」を目指す。

B. LEAGUEの掲げる2026-27シーズンからのリーグ構造改革「将来構想」を見据え、2026年の新B1リーグ参入、2030年のBリーグトップクラブを目指します。

「憧れを拓く強いクラブ」をミッションにブランド価値を育み、「勝利にこだわる『強いクラブ』作り」「『憧れを拓く』クラブストーリー」をテーマにさまざまな施策を実行します。その結果、ファンやパートナーの皆さまとの関係をより強固なものにしつつ、さらなるファン層を取り込みながらトップクラブ入りを実現します。

滋賀レイクスの活動やビジョンにご理解いただき、応援いただける企業様を募集しております。ご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

### チケット特典



	プランA	プランB
金額	¥100,000-(税抜)	¥50,000-(税抜)
1F 指定席引換券	20枚	10枚
2F 指定席引換券	20枚	10枚
公式サイト社名掲載	○	○

滋賀レイクス ホームゲームで利用できるチケット引換券をお渡しいたします。

活用イメージ

お取引先へプレゼント

職員・従業員様の福利厚生

顧客・お客様の特典として

レイクスが好きな方へ



### 協賛特典

オリジナルノベルティ進呈

公式WEBサイト社名掲載



シーズン終了後にノベルティを進呈

**協賛イメージ**

**Ticket Partner**

日本熱源システム | オプテックスグループ  
| サンクス&トラスト | 三陽ハウジング |  
生命保険 滋賀支社 近江八幡営業オフィス  
かがやき税理士法人 | ZENITH | トップ |  
イケダ光音堂 | いながきハートクリニック

公式WEBサイトに、社名や団体名を記載します(2023年6月末まで)

# チケットパートナー協賛に関する誓約書 兼 申込書

株式会社滋賀レイクスターズ 御中

当社は、貴社との取引に際し、下記の内容に同意いたします。

## 記

当社（以下「甲」）と株式会社滋賀レイクスターズ（以下「乙」）は、乙が保有するプロバスケットボールチーム、滋賀レイクスターズへのチケットパートナー協賛について次のとおり合意したので本誓約書内容に同意する。

- 第一条（目的）  
甲は乙および滋賀レイクスターズの活動に賛同し、滋賀レイクスターズのチケットパートナーとして本誓約書内容に同意する。
- 第二条（契約期間）  
契約期間は、令和4年7月1日から、令和5年6月30日までとする。契約の更新については、令和5年8月末日までに甲、乙にて内容を協議の上、決定する。
- 第三条（協賛料）  
協賛料は、単年度ごとに、甲、乙と協議の上、乙の提出する適正な請求書の支払い期日以内に甲は乙に支払うものとする。また、甲が契約を途中解約した場合においても、その年度の協賛料の減額はしないものとする。尚、協賛料の振込み手数料については甲が負担するものとする。
- 第四条（権利義務の譲渡）  
甲および乙は、事前に書面による相手方の承諾を得ることなく、本契約より生じる権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承認させ、または担保にはならない。
- 第五条（秘密保持）  
甲および乙は、本契約の内容、及び本契約の履行に関連して知り得た相手方の秘密事項を、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。ただし、本契約の履行のために必要な範囲で子会社や関連会社及び下請会社に開示する場合はその限りではない。
- 第六条（事情の変更）  
乙が出場する公式試合（ポストシーズン含む）において、本契約の締結時に予見しなかった事情（甲または乙の帰責事由を除く）の変更を生じ、本契約の継続が著しく困難となったときは、当事者の協議により本契約の一部を変更してこれを継続するか、または本契約を解約することができるものとする。

- 第七条（不可抗力）  
1. 乙が出場する公式試合（ポストシーズン含む）の一部または全部が、天災地変、ストライキ、戦争、暴動、疫病・感染症、法令の改廃等、甲、乙いずれの責にも帰すべからざる事由により実施されなかった場合、その措置について、甲、乙にて別途協議により決定する。ただし、これにより甲および乙に損害が生じたとしても、甲および乙はこれについて一切の責任を負わないものとする。  
2. 甲が経済的もしくはその他の理由によって甲の組織運営ができなくなった場合、またはやむを得ない組織形態などを変更せざるを得ない場合においては、その措置について甲乙にて別途協議により決定する。

- 第八条（反社会的勢力の排除）  
1. 甲および乙は、次の各号に定める事項について表明保証し、かつ、誓約するものとする。  
(ア) 反社会的勢力（その名称にかかわらず、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、若しくはこれらに準じる者をいう。以下同）との間で、直接又は間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本上の関係を有していないこと（反社会的勢力が、甲又は乙の責に帰すべからざる事由により、直接又は間接を問わず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に定めるものをいう）において市場取引で株式を取得した場合を除く）。  
(イ) 反社会的勢力に対し、直接又は間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資金の提供を行っていないこと  
(ウ) 反社会的勢力を役員又はこれに準ずる者に選任又は雇用していないこと  
(エ) 反社会的勢力が、直接又は間接を問わず、自らの経営に関与していないこと  
(オ) その他、反社会的勢力との間で、直接又は間接を問わず、名目の如何を問わず、かつ、対価の有無を問わず、取引その他の接触（各都道府県その他地方公共団体の制定する暴力団排除条例その他反社会的勢力規制法令において規制される態様の取引その他の接触をいう）を行っていないこと  
(カ) 直接又は間接を問わず、次に掲げる行為を行っていないこと  
① 相手方又は第三者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為  
② 偽計又は威力を用いて相手方又は第三者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為  
2. 甲および乙のいずれか一方の当事者が本条第1項各号のいずれかに該当（その「役員」が該当する場合を含む）し、または本条第1項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、他方の当事者から文書による解約の通知を受けた場合には、当該通知において指定された日にこの契約は終了するものとする。  
3. 本条第2項により解約通知を受けた一方の当事者は、この契約の終了により生じた損害について相手方にならぬ請求をしない。ただし、他方の当事者からの損害賠償の請求は妨げない。  
4. 甲および乙は、相手方が本条2項に定める事項に違反したことにより損害を被った場合は、相手方に対し、その損害を請求することができる。

- 第九条（損害賠償）  
本契約に関して、甲又は乙が相手方に対して損害賠償義務を負う場合には、その損害賠償の範囲は直接かつ現実生じた通常の損害の範囲にとどまる。この場合における損害賠償額の上限は、甲又は乙の故意又は重過失により相手方に損害を与えた場合を除き、第三条に定める本契約期間の協賛料とする。

- 第十条（信義則）  
本契約の履行にあたっては、各当事者は信義に従い誠実にこれを行うものとし、本契約の条項に疑義を生じ、または本誓約書に定めのない事項等が生じたときはその都度甲、乙の協議により円満な解決をはかるものとする。

- 第十一条（合意管轄裁判所）  
本契約に関する紛争に関しては、大津地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本誓約書1通に甲が記名押印のうえ、それを乙が保有するものとする。

■太枠線内のご記入をお願いいたします

年 月 日

企業名 店舗名 団体名	フリガナ		
	印		
代表者	フリガナ	ご担当者	フリガナ
所在地	〒 -		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	@		
プラン	<input type="checkbox"/> プランA <input type="checkbox"/> プランB		

営業担当	種別	請求・現金	支払	月 日
	送付	請求書	領収書	チケット
	担当者渡し	請求書	領収書	チケット